



2019年6月、「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行されました。

国内で生活する外国人が日常生活を送る上で必要な日本語を習得できるよう、国や地方公共団体が日本語教育の環境を整備することや、外国人を雇用する事業主が、日本語学習の機会を提供するように努めることなどが明記されました。

★愛知県においても、関係団体と連携しながら、地域日本語教育の総合的な体制づくりを進めてまいります。

目的（第1条）

- 多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現
- 諸外国との交流の促進や友好関係の維持発展に寄与

「日本語教育」の定義（第2条）

- 外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動も含む）

基本理念（第3条）

- ①外国人等に対し、日本語教育を受ける機会の最大限の確保
- ②日本語教育の水準の維持向上
- ③外国人等に係る教育、労働、出入国管理その他の関連施策等との有機的な連携
- ④国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、諸外国との交流等を促進
- ⑥日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮
- ⑦幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮



責務等（第4条-第9条）

主 体	責 務
国	日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定・実施する
地方公共団体	国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定・実施する
外国人等を雇用する事業主	国又は地方公共団体が実施する日本語教育推進に関する施策に協力するとともに、雇用する外国人等及びその家族に対する日本語学習の機会の提供や支援に努める

○連携の強化：国・地方公共団体は、関係省庁や関係機関、団体等との連携の強化と必要な体制整備に努める

基本方針等（第10条・第11条）

- 文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める
(※2020年6月23日 基本方針が閣議決定されました)
- 地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める

基本的な施策（第12条-第26条）

国内における日本語教育の機会の拡充

【対象】 ・外国人等である幼児、児童、生徒等
・外国人留学生等 ・被用者等 ・難民

- 地域における日本語教育の機会の拡充
(日本語教室への支援等)
- 日本語教育についての国民の理解と関心の増進

海外における日本語教育の機会の拡充

【対象】 ・海外における外国人等 ・在留邦人の子等

日本語教育の水準の維持向上等

日本語教育に関する調査研究等

地方公共団体の施策

- 地方公共団体は、地域の実情に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める

在留資格「特定技能」について①



参考資料（制度）

2019年4月の改正出入国管理法の施行に伴い、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるための新たな在留資格「特定技能」が創設されました。

農業、介護、建設、宿泊、造船を始めとする**14分野**で受入れが開始されています。

「特定技能」の在留資格者の人数は、当初の見込みと比べて低調となっています。

- 特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- 特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

「特定技能」の在留資格者は、5年間で最大34万人余り、初年度で最大4万人余りが見込まれていましたが、初年度の2020年3月末現在で3,987人、愛知県では337人（全国第1位）でした。特定技能2号の在留資格者は、いません。

■特定産業分野別 特定技能1号の在留外国人数【全国・愛知県】（2020年3月末現在）

	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	素形材産業分野	産業機械製造業分野	電気・電子情報関連産業分野	建設分野
全国	3,987	56	27	437	428	184	267
愛知県	337	5	7	129	43	13	21

	造船・船用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食料品製造業分野	外食産業分野
全国	156	37	-	19	686	42	1,402	246
愛知県	-	5	-	1	28	-	70	15

出典：出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数の公表」

在留資格「特定技能」について ②



参考資料（制度）

○受入企業（受入機関）が特定技能外国人を雇用する場合、**職業生活、日常生活、社会生活上の支援計画を作成し、支援を行わなければなりません。**

○この支援については、出入国在留管理庁の登録を受けた「登録支援機関」に、全部又は一部を委託することもできます。

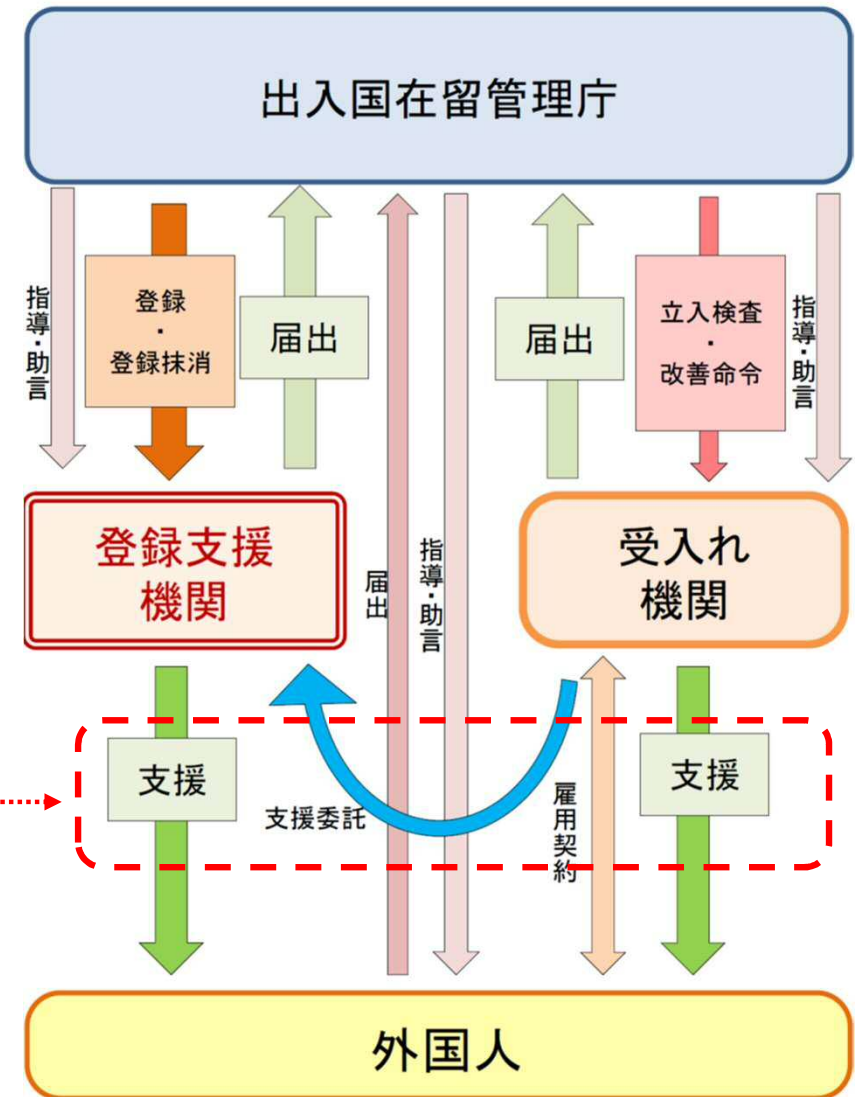
※登録支援機関の登録件数：全国で5,063件（2020年9月10日現在）
愛知県内に所在地がある「支援を行う事務所」の数：565事務所
（出典：出入国在留管理庁公表「登録支援機関登録簿」）

○愛知県では、新たに来日した外国人に対し、生活支援等を円滑に実施するサポートツールとして役立てていただくため、「**早期適応研修**」の**カリキュラム**や、研修で使用する**教材**、**指導者マニュアル**を**2019年度に全国に先駆けて作成**しました。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/soukitekioucurriculum.html>

是非、御活用ください。

（年次レポート本編でも紹介しています。）



出典：出入国在留管理庁「新たな外国人材の受入及び共生社会実現に向けた取組」

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

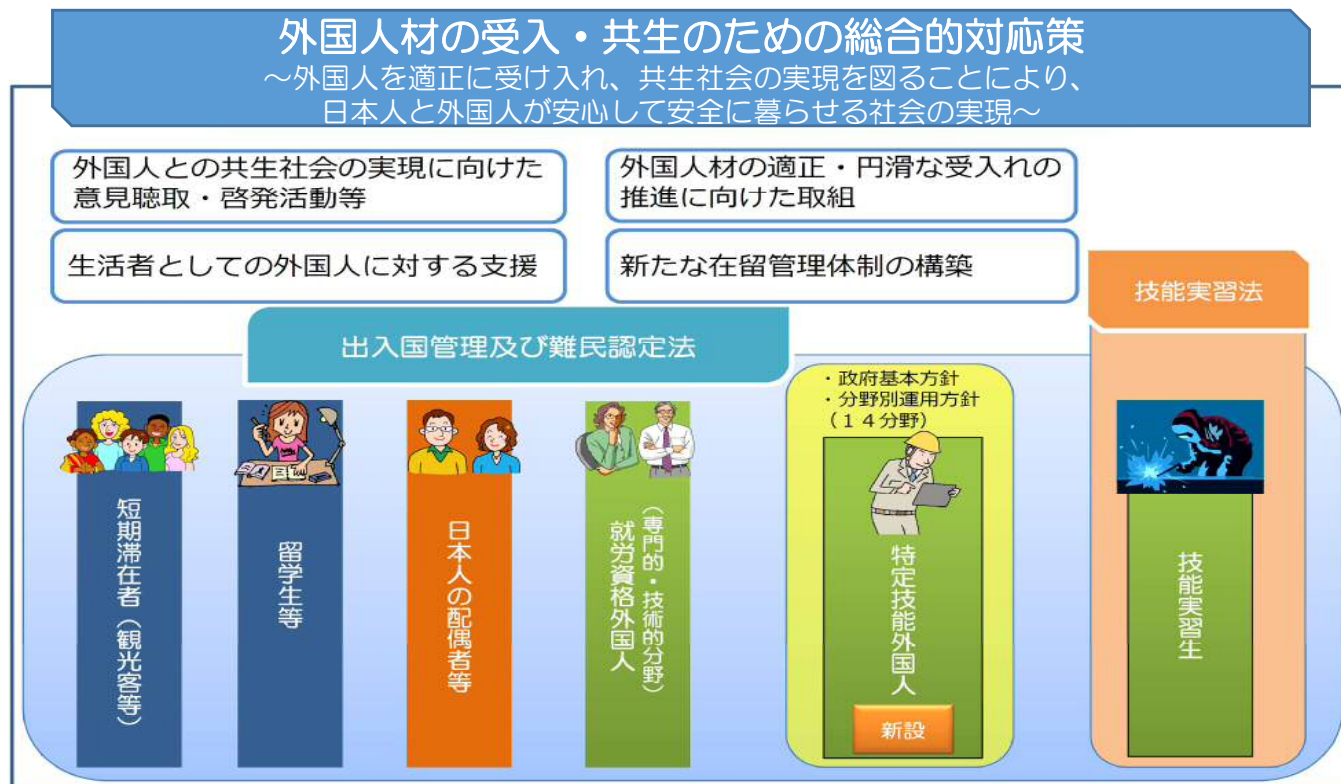


参考資料

国は、「新たな在留資格」の創設（2019年4月施行）を踏まえつつ、外国人材の受入れ・共生のための取組を、政府一丸となって、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、**2018年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」**を取りまとめました。

【126施策】

これは、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すものです。



出典：出入国在留管理庁「新たな外国人材の受入及び共生社会実現に向けた取組」を一部修正

- 2019年6月に策定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」の方向性に従って、**2019年12月に「総合的対応策」を改定**しました。【172施策】
- 新型コロナウイルス感染症への対応を適切に行いつつ、引き続き、外国人材を円滑かつ適正に受入れ、受入環境をさらに充実させる観点から、**2020年7月に「総合的対応策」を改訂**しました。【191施策】